

第二部 法人情報

第1 法人の概況

1. 主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

年 度	平成27事業年度	平成28事業年度	平成29事業年度	平成30事業年度	令和元事業年度
決算時期	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月
経常収益 ※1	127,809	118,857	119,523	117,820	118,010
経常利益又は経常損失(△) ※2	△10,029	△249	△3,736	△1,039	△1,723
当期総利益又は当期総損失(△) ※3	2,441	3,511	20,447	2,512	2,263
資本金 ※4	7,492	7,349	5,752	4,837	4,837
純資産額 ※5	79,354	76,525	84,801	82,833	80,800
総資産額	3,797,676	3,649,626	3,578,691	3,525,747	3,483,486
業務活動によるキャッシュ・フロー	21,221	35,471	37,147	18,205	13,453
投資活動によるキャッシュ・フロー	76,274	△3,039	△7,914	11,794	6,152
財務活動によるキャッシュ・フロー	△57,448	△42,360	△40,507	△27,685	△16,309
自己資本比率 ※6	2.0%	2.0%	2.3%	2.3%	2.3%
自己資本利益率 ※7	3.0%	4.5%	24.1%	3.0%	2.8%
職員数(定員数)	1,393名	1,392名	1,391名	1,389名	1,389名

(注) 1. 独立行政法人水資源機構(以下「当機構」といいます。)は、連結の対象となる法人は存在しませんので連結財務諸表を作成していません。

従って、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載していません。

2. 経常収益には消費税等は含まれていません。

[経営指標等の説明]

※1 経常収益＝受託収入＋補助金等収益＋寄附金収益＋災害復旧事業収入＋海外調査等業務収入
 ＋管理雑収入＋資産見返補助金等戻入＋建設仮勘定見返補助金等戻入
 ＋固定資産売却収入＋財務収益＋雑益

※2 経常利益(経常損失)＝経常収益－経常費用

※3 当期総利益(当期総損失)＝当期純利益(当期純損失)＋前中期目標期間繰越積立金取崩額

※4 資本金＝政府出資金

※5 純資産額＝自己資本＝資本金＋資本剰余金＋利益剰余金

※6 自己資本比率＝純資産額／総資産額

※7 自己資本利益率＝当期総利益(当期総損失)／純資産額

2. 沿革

昭和36年11月	水資源開発促進法（以下「促進法」といいます。）公布施行 水資源開発公団法 公布（昭和37年2月施行）
昭和37年4月	利根川水系及び淀川水系が促進法に基づく水資源開発水系に指定される。
5月	水資源開発公団 設立
8月	「利根川水系水資源開発基本計画」決定 「淀川水系水資源開発基本計画」決定
昭和39年10月	筑後川水系が促進法に基づく水資源開発水系に指定される。
昭和40年6月	木曾川水系が促進法に基づく水資源開発水系に指定される。
昭和41年2月	「筑後川水系水資源開発基本計画」決定
11月	吉野川水系が促進法に基づく水資源開発水系に指定される。
昭和42年3月	「吉野川水系水資源開発基本計画」決定
昭和43年10月	愛知用水公団を統合 「木曾川水系水資源開発基本計画」決定
昭和49年12月	荒川水系が促進法に基づく水資源開発水系に指定される。
昭和51年4月	「利根川水系及び荒川水系水資源開発基本計画」決定
平成2年2月	豊川水系が促進法に基づく水資源開発水系に指定される。
5月	「豊川水系水資源開発基本計画」決定
平成14年12月	独立行政法人水資源機構法 公布施行
平成15年10月	独立行政法人水資源機構 設立

3. 事業の内容

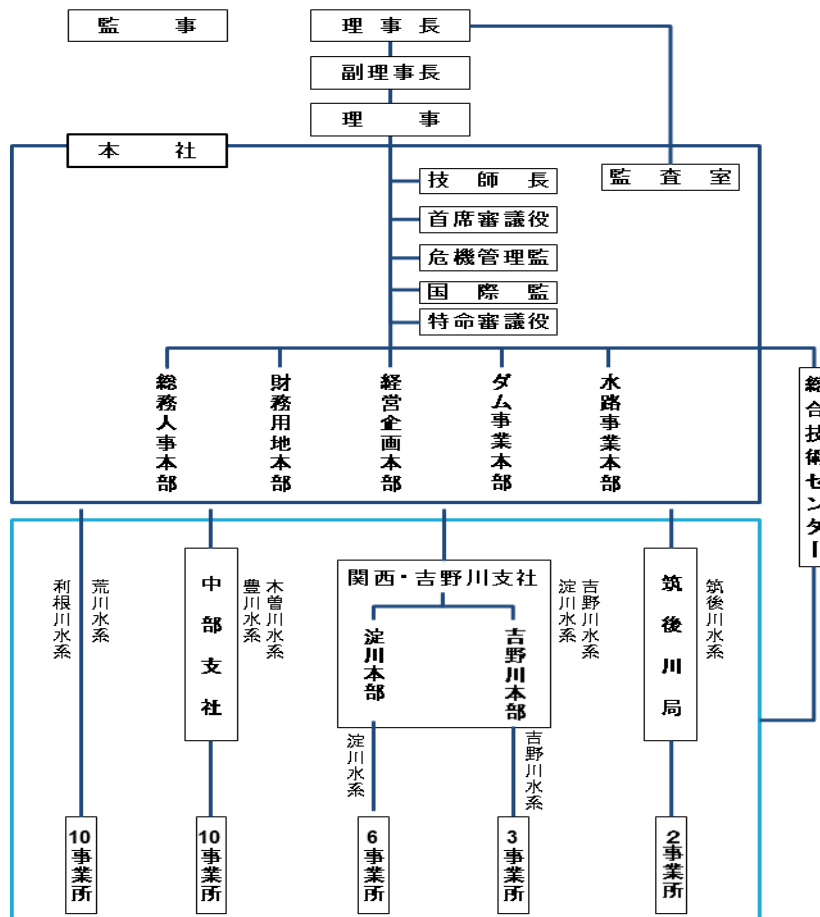
(1) 事業の概要

設 立	平成 15 年 10 月 1 日 独立行政法人通則法（以下「通則法」といいます。）及び独立行政法人水資源機構法（以下「機構法」といいます。）に基づき設立されています。
目 的	当機構は、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的としています。
主 務 大 臣	<ul style="list-style-type: none">・ 役職員や財務会計などの事項については、国土交通大臣・ 治水の目的を含む事業については、国土交通大臣・ その他の事業については、目的に応じて厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣
法 人 格	通則法及び機構法に基づく独立行政法人
資 本 金	4,837 百万円（全額政府出資 令和 2 年 3 月 31 日現在）
業 務 の 範 囲	<p>① 当機構は、上記の目的を達成するため、機構法第 12 条及び同法附則第 4 条により次の業務を行います。</p> <p>一 水資源開発基本計画に基づいて、次に掲げる施設（当該施設のうち発電に係る部分を除く。）の新築（イに掲げる施設の新築にあつては、水の供給量を増大させないものに限る。）又は改築を行うこと。 水資源開発公団が開始していた業務及び国土交通大臣又は農林水産大臣が、機構が引き継いで行うべきであると認めるものに関する業務</p> <p>イ ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設</p> <p>ロ イに掲げる施設と密接な関連を有する施設</p> <p>二 次に掲げる施設の操作、維持、修繕その他の管理（ハに掲げる施設の管理にあつては、委託に基づくものに限る。）を行うこと。</p> <p>イ 水資源開発施設</p> <p>ロ 愛知豊川用水施設</p> <p>ハ 水資源開発水系における水資源の開発又は利用のための施設であつて、イ又はロに掲げる施設と一体的な管理を行うことが当該水資源開発水系における水資源の利用の合理化に資すると認められるもの</p> <p>三 水資源開発施設又は愛知豊川用水施設についての災害復旧工事を行うこと。</p> <p>四 機構法第 19 条の 2 第 1 項に規定する特定河川工事を行うこと。</p> <p>五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>② 当機構は、上記①の業務のほか、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成 30 年法律第 40 号）第 5 条に規定する業務（第 37 条第 2 項第 6 号において「海外調査等業務」といいます。）を行います。</p> <p>③ 当機構は、上記①及び②の業務のほか、その業務の遂行に支障のない範囲内で、委託に基づき、次の業務を行うことができます。</p> <p>一 水資源の開発又は利用に関する調査、測量、設計、試験、研究及び研修を行うこと。</p>

- 二 水資源の開発若しくは利用のための施設に関する工事又はこれと密接な関連を有する工事を行うこと。
- 三 水資源の開発又は利用のための施設の管理を行うこと。

組 織 図

(令和2年4月1日現在)



注 事業所とは、総合事業部、総合事業所、建設所、総合管理所、管理所の総称。

各本部等の主な業務

- 総務人事本部 文書、法令、人事及び労務等に関すること。
- 経営企画本部 経営方針、経営戦略及び中期計画等に関すること。
- 財務用地本部 決算報告書の作成、補償業務、資産管理等に関すること。
- ダム事業本部 ダム、河口堰等に係る工事、管理等に関すること。
- 水路事業本部 用水路等に係る工事、管理等に関すること。
- 総合技術センター 水に係わる総合的な技術の蓄積・向上及び当機構内外への各種技術支援に関すること。
- 支社・局 各水系に係る業務の関係機関との調整に関すること。
- 総合事業部・総合事業所 施設の改築等の工事及び管理等に関すること。
- 建設所 施設の新築等の工事等に関すること。
- 総合管理所・管理所 施設の管理等に関すること。

(2) 当機構の役割

水は生命の根源であり、生活の基盤をなす基本的な資源です。

水利用の実態を概観してみると、これまでの水資源開発により、増加し続けてきた水需要に対し供給が追いつかない状況は脱しつつあるところですが、近年の降水の年々変動の増大や少雨化傾向等により、安定的な水供給を確保する上でそれぞれの水系ごとに対応すべき課題が残されている状況にあります。

また、国民の健康面での安全性に関する意識の高まり等から、飲料水、かんがい用水等として利用される水の「質」に対する要求も高くなっています。

当機構は、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い、用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的として設立されました。

近年の国民の価値観の多様化に対応して、水資源の開発及び利用に関しては、用水として利用される水の「質」に対する要求が高まるなど、量的な安定供給のみならず、流域全体を見据えた水質をはじめとする水環境の保全や水源地域の活性化が重要になっています。一方、我が国経済が厳しい状況にあることも反映して、利水者等からコストの一層の抑制を要請されています。

当機構は、これらの状況を的確に把握し、所期の使命を果たすとともに、その業務運営上、より透明性を確保することで、利水者をはじめ広く国民から信頼され、一層の協力・支援を得られる組織となり、「安全で良質な水を安定して安くお届けする」ことを理念として、公共公益的な役割を民間企業的な経営感覚をもって効率的かつ自律的に実施していきます。

また、平成 29 年 5 月に国土審議会から答申された「リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について」では、2つの基本理念「水供給を巡るリスクに対応するための計画」と「水供給の安定度を総合的に確保するための計画」が提言されており、機構の主たる役割である水資源開発水系における「安全で良質な水の安定した供給」と「洪水被害の防止・軽減」について引き続き適正に実施するとともに、これまでの需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」に向け、既存施設を最大限に有効活用していくことや、水供給の全体システムとしての機能確保等の考え方を取り入れた取組が求められています。

当機構は、国土審議会答申の主旨を踏まえ、地震等の大規模災害、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、危機的な渇水等の危機時においても最低限必要な水を確保するため、既存施設の徹底活用とともに、ハード・ソフト施策の連携により、水供給の全体システムの機能を確保していきます。

(3) 当機構の業務

当機構は、水資源開発水系に指定されている7水系（利根川、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川）において、各水系の水資源開発基本計画（フルプラン）に基づき、利水・治水を目的とするダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設の新築（水の供給量を増大させる施設の新築は、当機構設立時に着手済みの事業等に限る。）又は改築を実施するとともに、完成した施設の管理を実施しています。

なお、水資源開発水系において当機構が実施する事業以外の事業は、国の直轄事業又は都道府県の補助事業として実施されています。

(4) 当機構の事業の特徴

①水資源開発水系

当機構が事業を行う7水系（水資源開発水系）は、いずれも水道用水、工業用水及び農業用水の水利用が非常に高度かつ複雑であり、複数の都府県にまたがり、広域的に大量の水を供給する必要がある地域です。

当機構の事業は、水資源開発水系において、関係省庁、関係都府県、利水者などの多くの関係機関との調整を図り、水道用水、工業用水及び農業用水の確保や洪水調節や流水の正常な機能の維持と増進など、水源の開発から導水まで多岐にわたる施設の建設及び管理を一貫して行う特徴を有しています。

当機構は、水資源開発公団の設立以来、7水系内の開発水量全体の約82%を開発するなどの実績をあげており、各水系の水資源開発に関する幅広い経験と高度な技術を蓄積した専門組織として、我が国の生活・産業の基盤として重要な水資源の開発・利用に欠かせないものとなっています。

なお、7水系における事業実施状況等は次のとおりです。

(a) 水資源開発水系（令和2年4月現在）

利根川水系・荒川水系

利水貢献

水道用水（給水可能人口）約1700万人相当
 ※1人1日当たり平均水使用量＝332ℓ（平成29年）より算出。
 実際の給水人口とは合致しない。

農業用水（かんがい面積）約85,000ha

工業用水（工業製品出荷額への貢献）約4.0兆円/年
 ※淡水使用量の多い業種の淡水使用量と出荷額の関係（平成29年）より、淡水補給量1m³/s当たりの工業製品出荷額を222万円と仮定して算出。なお、工業製品の製造には水以外の要素も必要である。



木曾川水系・豊川水系

利水貢献

水道用水（給水可能人口）約950万人相当
 ※1人1日当たり平均水使用量＝332ℓ（平成29年）より算出。
 実際の給水人口とは合致しない。

農業用水（かんがい面積）約52,000ha

工業用水（工業製品出荷額への貢献）約6.5兆円/年
 ※淡水使用量の多い業種の淡水使用量と出荷額の関係（平成29年）より、淡水補給量1m³/t当たりの工業製品出荷額を222万円と仮定して算出。なお、工業製品の製造には水以外の要素も必要である。



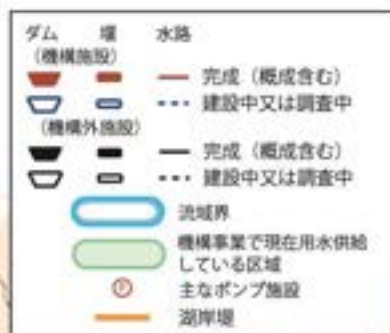
淀川水系

利水貢献

水道用水（給水可能人口）約1300万人相当
 ※1人1日当たり平均水使用量＝332ℓ（平成29年）より算出。
 実際の給水人口とは合致しない。

農業用水（かんがい面積）約1,000ha

工業用水（工業製品出荷額への貢献）約2.6兆円/年
 ※淡水使用量の多い業種の淡水使用量と出荷額の関係（平成29年）より、淡水供給量1m³/s当たりの工業製品出荷額を222万円と仮定して算出。なお、工業製品の製造には水以外の要素も必要である。



吉野川水系

利水貢献

水道用水（給水可能人口）約170万人相当
 ※1人1日当たり平均水使用量＝332ℓ（平成29年）より算出。
 実際の給水人口とは合致しない。

農業用水（かんがい面積）約40,000ha

工業用水（工業製品出荷額への貢献）約2.5兆円/年
 ※淡水使用量の多い業種の淡水使用量と出荷額の関係（平成29年）より、淡水補給量1m³/t当たりの工業製品出荷額を222万円と仮定して算出。なお、工業製品の製造には水以外の要素も必要である。



筑後川水系

利水貢献

水道用水（給水可能人口）約150万人相当
 ※1人1日当たり平均水使用量＝332ℓ（平成29年）より算出。
 実際の給水人口とは合致しない。

農業用水（かんがい面積）約40,000ha

工業用水（工業製品出荷額への貢献）約250億円/年
 ※淡水使用量の多い業種の淡水使用量と出荷額の関係（平成29年）より、淡水補給量1m³/a当たりの工業製品出荷額を222万円と仮定して算出。なお、工業製品の製造には水以外の要素も必要である。

ダム	種	水路
(機構施設)	完成 (概成含む)	— 完成 (概成含む)
(機構外施設)	建設中又は調査中	- - - 建設中又は調査中
(機構外施設)	完成 (概成含む)	— 完成 (概成含む)
(機構外施設)	建設中又は調査中	- - - 建設中又は調査中
流域界		○
機構事業で現在用水供給している区域		○
主なポンプ施設		○



(b) 各水系の水資源開発基本計画と当機構の事業による開発水量（令和2年4月現在）

開発水量とは、ダム、堰、湖沼開発施設等の建設により新たに利用可能になる水量をいい、毎秒あたりに流れる水の量（m³/s）で表しています。

当機構の事業により開発された水量は約376 m³/sです。

（単位：m³/s）

水系名		現行基本計画前の開発水量 (注1)	現行基本計画				
			供給目標量	決定供給施設による 開発水量(注2)(注3)		開発水量	
				工事調査中	完成	計	当機構シェア (注7)
利根川 荒川	機構	136.399	約196 (約168) (注4)	1.821	4.600	142.820	72.04%
	全体	174.883		6.647	16.728	198.258	
豊川	機構	12.863	約7.9 (約6.5) (注4)	0.000	0.000	12.863	96.12%
	全体	12.863		0.519	0.000	13.382	
木曾川	機構	90.487	約113 (約77) (注4)	0.000	6.600	97.087	99.98%
	全体	90.500		0.000	6.609	97.109	
淀川	機構	77.766	約134 (約111) (注4)	0.358	0.000	78.124	82.29%
	全体	93.974		0.958	0.000	94.932	
吉野川	機構	35.174	約26 (約22) <約14> (注5)	0.000	0.000	35.174	97.24%
	全体	36.174		0.000	0.000	36.174	
筑後川	機構	7.695	約13.4 (約11) (注4)	0.000	1.960	9.655	53.71%
	全体	15.225		0.000	2.750	17.975	
計 (注6)	機構	360.384		2.179	13.160	375.723	82.07%
	全体	423.619		8.124	26.087	457.830	

(注) 1. 現行基本計画前の開発水量とは、現行の基本計画の策定前に完成した施設による開発水量をいいます。

2. 開発水量は、現行の基本計画に基づいて計上しています。

3. 開発水量は、水道用水及び工業用水の最大水量と農業用水の夏期かんがい期平均水量（豊川水系は年間平均水量）を合計したものです。

4. 利根川水系及び荒川水系、豊川水系、木曾川水系、淀川水系及び筑後川水系の供給目標量は、供給が可能と見込まれる都市用水の水量で、計画当時の流況を基にしています。なお、括弧書きの水量は、近年20年に2番目の規模の渇水時における流況を基にしています。

5. 吉野川水系においては、平成29年5月の国土審議会答申を踏まえた新たな「リスク管理型」の水資源開発基本計画へと変更されたことにより、危機的な渇水、地震等の大規模自然災害、老朽化に伴う大規模な事故に対する供給の目標が新たに追加されています。吉野川水系の計画供給量及び供給可能量は都市用水の量で、計画供給量は計画当時の流況を基にしており、括弧内の水量は10箇年第1位相当渇水時の流況、<>内の水量は既往最大級渇水時の流況を基にした供給可能量です。

6. 計は、各水系の値を算術的に加算したものです。

7. 機構のシェア以外の部分は、国の直轄事業及び府県の補助事業によって建設を行う施設により利用可能となる開発水量です。

(c) 当機構の事業による用途別の開発水量と導水量（令和2年4月現在）

導水量とは、用水を必要とする地域に対して水を供給するために導水される水量をいい、毎秒あたりに流れる水の量（m³/s）で表しています。

（単位：m³/s）

水系名	区 分	事業数	開 発 水 量				導 水 量			
			水道用水	工業用水	農業用水	合計	水道用水	工業用水	農業用水	合計
利根川 荒 川	完 成	24	80.020	24.789	36.19	140.999	73.548	6.638	115.333	195.519
	建設・調査中	5	1.821	—	—	1.821	—	—	—	—
	小 計	29	81.841	24.789	36.19	142.820	73.548	6.638	115.333	195.519
豊 川	完 成	2	1.521	—	1.500	3.021	1.521	—	2.984	4.505
	建設・調査中	1	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計	3	1.521	—	1.500	3.021	1.521	—	2.984	4.505
木曽川	完 成	11	45.729	32.093	4.250	82.072	11.289	17.523	38.620	67.432
	建設・調査中	3	—	—	—	—	3.300	0.700	—	4.000
	小 計	14	45.729	32.093	4.250	82.072	14.589	18.223	38.620	71.432
淀 川	完 成	11	59.472	16.574	1.720	77.766	1.600	—	—	1.600
	建設・調査中	1	0.358	—	—	0.358	—	—	—	—
	小 計	12	59.830	16.574	1.720	78.124	1.600	—	—	1.600
吉野川	完 成	8	7.990	15.590	11.594	35.174	4.600	1.130	11.300	17.030
	建設・調査中	1	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計	9	7.990	15.590	11.594	35.174	4.600	1.130	11.300	17.030
筑後川	完 成	8	6.972	0.173	2.510	9.655	3.925	0.173	38.776	42.874
	建設・調査中	1	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計	9	6.972	0.173	2.510	9.655	3.925	0.173	38.776	42.874
全水系	完 成	64	201.704	89.219	57.764	348.687	96.483	25.464	207.013	328.960
	建設・調査中	12	2.179	—	—	2.179	3.300	0.700	—	4.000
	小 計	76	203.883	89.219	57.764	350.866	99.783	26.164	207.013	332.960
	愛知・豊川 用水事業 (完 成)	2	6.556	8.841	9.460	24.857	5.256	8.841	39.490	53.587
	完 成	66	208.260	98.060	67.224	373.544	101.739	34.305	246.503	382.547
	建設・調査中	12	2.179	—	—	2.179	3.300	0.700	—	4.000
	合 計	78	210.439	98.060	67.224	375.723	105.039	35.005	246.503	386.547

(注) 1. 開発水量は、水道用水及び工業用水については最大水量、農業用水については夏期かんがい期平均水量（豊川水系は年間平均水量）を示しています。

導水量は、水道用水、工業用水、農業用水ともに最大水量を示しています。

2. 開発水量は現行の基本計画に基づいて計上しています。

3. 利根川水系・荒川水系の導水量のうち水道用水の完成分には浄化用水が含まれています。

②割賦負担金制度

当機構の建設事業費のうち利水者の負担分については、当機構が財政融資資金などの借入金や水資源債券の発行で調達した資金により事業を実施し、施設の完成後に利水者から割賦で償還していただく仕組みとなっています。

③環境の保全

当機構では、ダムや用水路などの施設を建設・管理するにあたっては、事業実施区域及びその周辺における動植物の生息・生育環境などの自然環境や、ダムの貯水池及び下流河川の水質などの水環境への影響を回避・低減するための取り組みを行っているほか、温室効果ガス排出量削減の推進など、さまざまな環境保全の取り組みを行っています。

なお、これらの取り組みは、当機構の業務運営に即して構築した独自の環境マネジメントシステムの運用により、事務・事業活動において効率的かつ着実に実施しています。

○自然環境の保全の取り組み

自然環境調査、環境影響予測を行い、必要に応じて影響を回避、低減及び代償するための環境保全対策を講じるとともに、モニタリング調査を行っています。

○水環境の保全の取り組み

毎年度、水質管理計画を作成し、日常的に水質情報を把握し、計画的かつ継続的に水質保全に取り組むとともに、水質異常が発生した場合には選択取水設備等の運用により、良質な用水の供給に努めています。

○温室効果ガスの排出量削減

当機構の地球温暖化対策実行計画に基づき、クリーンエネルギーの活用や省エネルギー対策に取り組むなど、温室効果ガスの排出量削減を推進しています。

○景観に配慮した施設整備

良質な空間の形成が地域の価値を高めるとの観点から、施設の新築、改築、修繕にあたっては、景観に配慮した施設整備に取り組んでいます。

○建設副産物等の有効利用等

建設工事により発生する建設副産物について、発生を抑制するとともに流木、刈草などの廃棄物も含め、その有効利用を図り、循環型社会の形成に取り組んでいます。

○環境物品等の調達

環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進しています。

○環境教育の充実

環境学習会や環境研修を行い、環境に対する意識と知識の向上を図っています。こうした環境教育の取り組みが評価され、環境省等が主催した「環境 人づくり企業大賞 2016」、「環境 人づくり企業大賞 2017」及び「環境 人づくり企業大賞 2018」において、3年連続で奨励賞を受賞しています。（2019年度より独立行政法人は対象外）

○環境情報の発信

当機構の環境保全の取り組みを取りまとめた「環境報告書」や水質調査結果等を取りまとめた「水質年報」を毎年度作成し、公表しています。

《参考》機構法第20条（環境の保全）の概要

当機構は、業務の実施に当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(5) 当機構の事業実施手順

①事業実施計画について

独立行政法人は、その制度の趣旨において、主務大臣の監督、関与その他の国の関与を必要最小限のものにとされています。

このため、旧水資源開発公団法（以下「公団法」といいます。）に規定されていた主務大臣による事業実施方針の指示は廃止され、当機構が、水資源開発基本計画に基づいて自ら事業実施計画を作成し、関係都道府県知事との協議を行い、関係利水者への意見の聴取及び費用負担の同意を得た上で主務大臣の認可を得る制度に改められています。なお、事業実施計画の主務大臣の認可については、水配分の適正性、政策との整合性、費用負担の妥当性等を担保するため、引き続き機構法に規定されています。

また、水需要の動向に的確に対応した事業を実施するために、利水者が撤退した場合や事業を廃止した場合の手続きや費用の負担方法については、機構法で規定されています。

《参考》機構法第13条（事業実施計画）の概要

- (a) 当機構は、施設の新築又は改築の業務を行おうとするときは、水資源開発基本計画に基づいて事業実施計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更又は廃止しようとするときも、同様とする。
- (b) 主務大臣は、(a)の認可をしようとするときは、あらかじめ、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- (c) 当機構は、事業実施計画を作成、変更又は廃止しようとするときは、当該計画に係る水資源開発施設を利用して流水を各用途に使用しようとする者（事業実施計画の変更又は廃止により、当該施設を利用しなくなるものを含む。）の意見を聴くとともに、当該新築、改築又は廃止に要する費用の負担についての同意を得なければならない。

②施設管理規程について

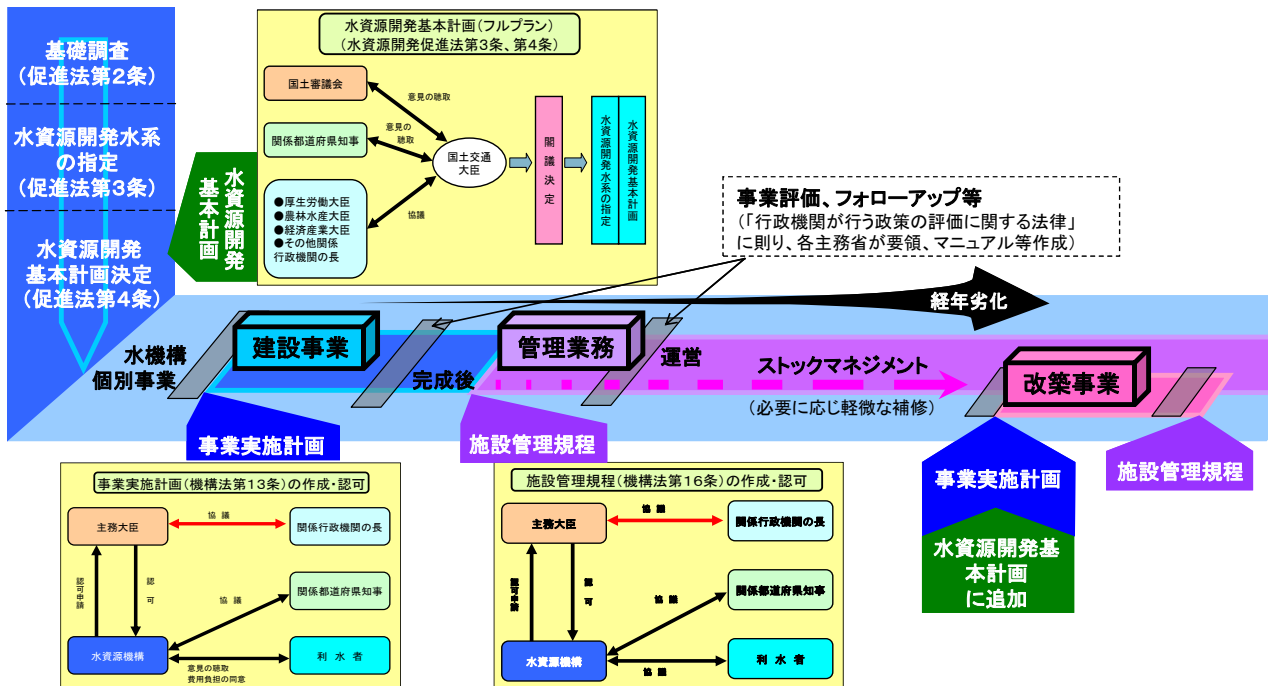
主務大臣より水資源開発公団に指示されていた施設管理方針についても、事業実施方針の指示と同様に廃止され、当機構が自ら施設管理規程を作成し、関係都道府県知事等及び関係利水者との協議を行い、主務大臣の認可を得る制度に改められています。なお、施設管理規程の主務大臣の認可については、水配分の適正性、政策との整合性、費用負担の妥当性等を担保するため、引き続き機構法に規定されています。

《参考》機構法第16条（施設管理規程）の概要

- (a) 当機構は、施設の管理の業務を行おうとするときは、施設管理規程を作成し、関係都道府県知事等及び当該施設を利用して流水を各用途に使用する者に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- (b) 主務大臣は、(a)の認可をしようとするときは、あらかじめ、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- (c) 河川管理者は、操作を伴う洪水防御等を目的に含む水資源開発施設又は利水ダムに係る施設管理規程の操作に関する事項についての定めによっては、河川の状況の変化等により河川管理上支障を生ずると認める場合には、当該操作に関する事項の変更を要請することができる。

＜事業実施の手順＞

当機構の事業は、計画の内容や費用の負担などについてそれぞれの段階で手続きを経て関係行政機関の長、関係都道府県知事、関係利水者等と、協議や意見聴取などを行い合意形成を図っています。



(6) 事業の費用負担について

当機構はその役割及び設立趣旨に鑑み、事業実施に当たり、国から交付金及び補助金を、利水者から負担金を受けることが機構法で定められています。

交付金は、ダム、河口堰等の新築、改築及び管理に要する費用のうち、洪水調節等に係る費用について、機構法及び独立行政法人水資源機構法施行令（以下「政令」といいます。）に基づいて国が当機構に交付するものです。

補助金は、政府が予算の範囲内において、政令で定めるところにより、水資源開発施設の新築、改築並びに水資源開発施設及び愛知豊川用水施設の管理に要する経費の一部を当機構に対して補助するものです。

負担金（発電の場合は受託金）は、水資源開発施設又は愛知豊川用水施設を利用して、流水を水道、工業用水道、

発電の用に供する者又は流水をかんがいの用に供する者の組織する土地改良区若しくは都道府県等が機構法及び政令で定めるところにより、当該施設の新築、改築及び管理に要する費用を負担するものです。

また、水資源開発施設又は愛知豊川用水施設における災害復旧工事を行う際にも、施設の新築、改築及び管理を行う際と同様に、交付金、補助金及び負担金が機構法及び政令に基づいて交付又は負担されることとなっています。

なお、一部の者が事業から撤退した場合や事業が廃止された場合も、機構法及び政令に基づいて撤退する者や当該廃止事業に参画した者に費用の負担を求めることとなっています。

①費用の負担

・建設費の負担割合

水資源開発施設の新築又は改築に要する費用は、当該新築又は改築の目的である各用途別に水利用の割合に応じて負担割合が定められます。

・管理費の負担割合

水資源開発施設の管理に要する費用は、原則として建設費と同様の負担割合が定められます。

②負担金の支払方法

・建設事業の負担金の支払方法には割賦支払、一時支払又は当該年度支払があります。

・管理業務の負担金の支払方法には割賦支払、一時支払又は当該年度支払があります。

※上記支払方法については、利水者のニーズに応じて選択することが可能です。

③資金構成

当機構の事業に必要な資金は、その事業の目的である各用途に応じ、以下のとおりです。

	用 途	建 設 費	管 理 費
治水関係	治水、流水の正常な機能の維持	交付金	交付金
	特定かんがい	交付金、借入金	交付金
利水関係	水道用水	補助金、負担金、借入金	負担金
	工業用水	補助金、負担金、借入金	負担金
	農業用水	補助金、負担金、借入金	補助金、負担金
	発電事業等	受託金	受託金

《参考》

交付金 洪水調節や高潮防御及び流水の正常な機能の維持と増進のための費用に係る国（国土交通省）からの交付金です。

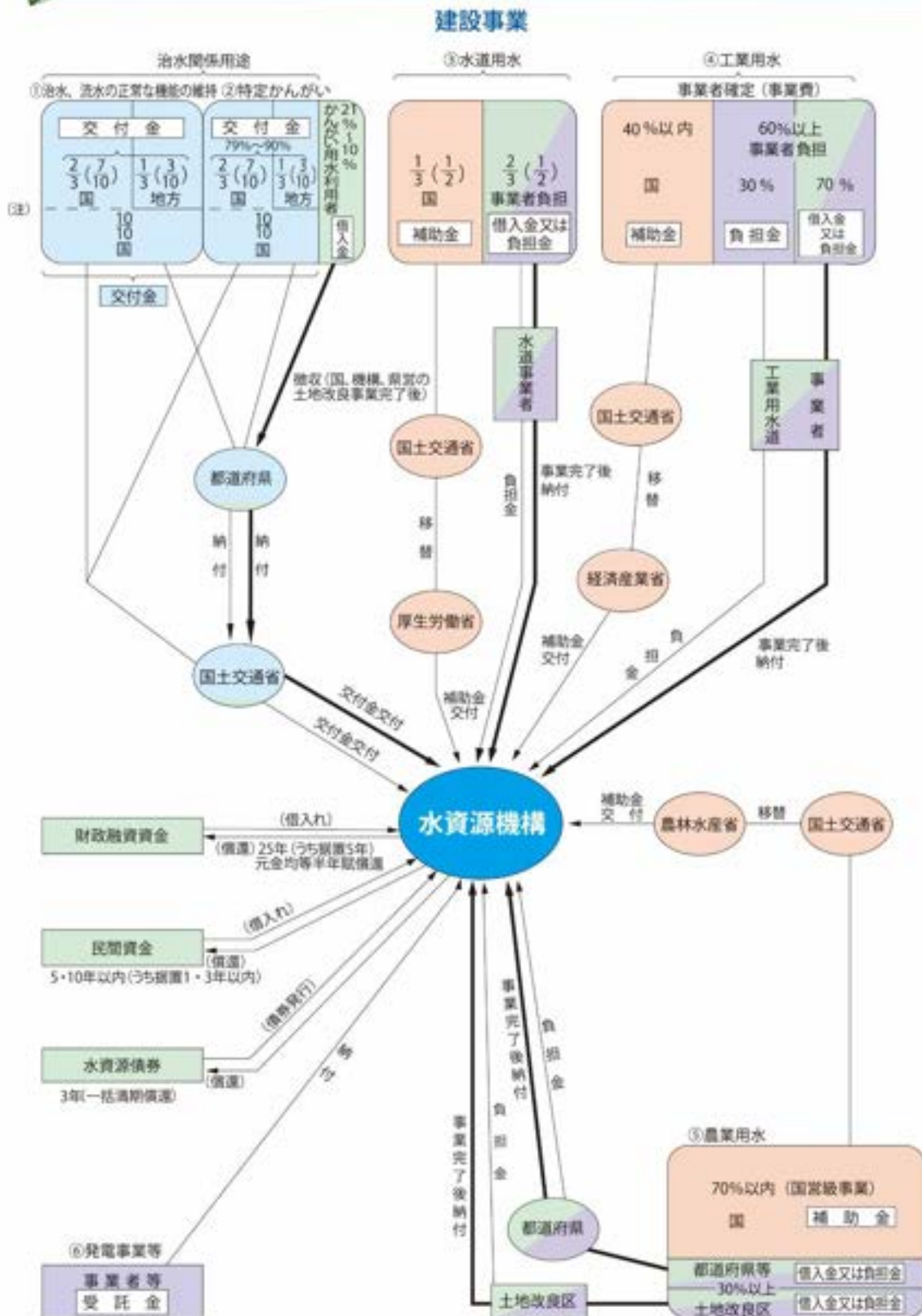
補助金 利水者の負担軽減を図るための国（農林水産省、厚生労働省、経済産業省）からの補助金です。

負担金 建設事業及び管理業務に係る利水者の当該年度負担金等があります。

借入金 利水者が建設事業に係る負担金を施設完了後に割賦支払ができるようにするものであり、財政融資資金などからの借入金と水資源債券があります。

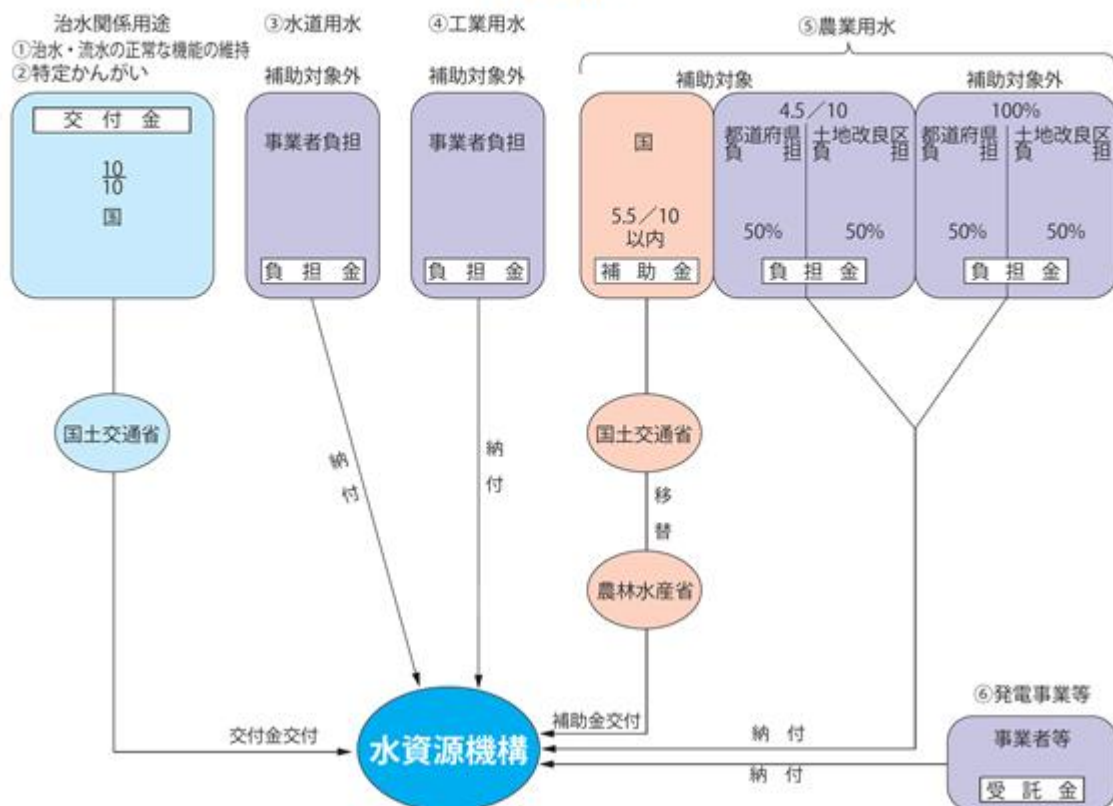
受託金 建設事業及び管理業務に係る発電事業者の負担金等があります。

費用負担の流れ



(注) 特定施設の新築又は改築に係る交付金のうち事務取扱費は独立行政法人水資源機構法施行令第22条第2項の規定により都道府県の負担の対象とはなりません。

管理業務



凡例

交付金
 補助金
 負担金
 借入金

負担金の支払方法

建設事業	水道用水及び工業用水	割賦支払、一時支払又は当該年度支払
	農業用水	割賦支払、一時支払又は当該年度支払
管理業務	水道用水及び工業用水	割賦支払、一時支払又は当該年度支払
	農業用水	割賦支払、一時支払又は当該年度支払

(※) 上記支払方法については、利水者の方のニーズに応じて選択することが可能です。
 また、建設事業の「当該年度支払」については、利水者の方に最大限活用していただくこととしており、「当該年度支払」方法による年度負担金の試算等の情報提供を行っています。

(7) 特定事業先行調整費制度について

経済的な工程で事業を実施するときに一時的に年度事業費が大幅に増加するダム及び調整池の本体工事等を計画的かつ的確に実施し、事業工期の遵守、予算の平準化及び事業に係る費用の縮減を図ることを目的に、機構の自己資金を支弁することにより、先行的に事業を実施し、後年度に所定の財源を回収する制度です。

(8) ダム建設調整費制度について

経済的な工程で事業を実施するときに一時的に年度事業費が大幅に増加するダム本体工事等を計画的かつ的確に実施し、事業工期の遵守、予算の平準化及び事業に係る費用の縮減を図ることを目的に、機構が民間資金の借入を行い、建設事業の促進を図る制度です。

4. 関係会社の状況

該当事項はありません。

(注) 機構法には出資に関する規定がなく、当機構は出資を行っていませんので、子会社及び関連会社はありません。

5. 職員の状況

(1) 職員の状況

平成30事業年度末 (平成31年3月31日)	令和元事業年度末 (令和2年3月31日)	増 減
1,389名	1,389名	±0名

(2) 労働組合の状況

当機構には、水資源機構労働組合が組織されています。労使関係について、特に記載すべき事項はありません。

第2 事業の状況

1. 業績等の概要

(1) 業績の特徴

当機構では、原則として管理業務費に見合う額が補助金等収益として計上され、受託業務費に見合う額が受託収入として計上されています。さらに事業用固定資産減価償却費及び事業用固定資産除却費の合計額と同額が資産見返補助金等戻入として収益計上されることから、損益は、主として財務収益の受取利息と財務費用の支払利息の差により計上されることとなります。

当機構の水資源開発施設の建設費のうち、利水者の負担分は、主として水資源開発施設の完成後に割賦で当機構に支払われます。事業の完成までの期間について、当機構が利水者の代わりに建設資金を立て替えていることから、財政融資資金からの借入金及び水資源債券の発行等により資金調達を行っています。この場合、利水者より割賦で回収する条件と、財政融資資金からの借入金又は水資源債券の償還条件が異なることから借換えが必要となります。

低金利の状況においては、利水者が当機構へ割賦償還する利率よりも低率で当機構は資金調達が可能となるため、利水者からの受取利息が借入金及び債券の支払利息を上回ることとなり、利益が計上されます。

(2) 令和元事業年度の業績

当機構は、水資源開発水系として指定されている7水系（利根川、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川）において、65事業を完成させ、12事業については建設中です。また、それらのうち改築などの重複を除く事業により建設した53施設を管理しています。

令和元事業年度においては、経常収益が118,010百万円、経常費用が119,734百万円であり、1,723百万円の経常損失を計上しています。さらに、臨時利益の1,251百万円を加算、臨時損失の1,251百万円を控除した後、「前中期目標期間繰越積立金」から3,987百万円を取り崩して収益化した結果、当期総利益として2,263百万円を計上しています。

【経常収益内訳】

(単位：百万円)

	平成30事業年度	令和元事業年度
経常収益	117,820	118,010
受託収入	563	1,120
補助金等収益	32,725	33,159
寄附金収益	1	0
災害復旧事業収入	649	562
海外調査等業務収入	52	30
管理雑収入	1,032	937
資産見返補助金等戻入	74,538	74,789
賞与引当金見返に係る収益	-	539
建設仮勘定見返補助金等戻入	174	-
固定資産売却収入	118	-
財務収益	7,937	6,857
雑益	25	13

【経常費用内訳】

(単位：百万円)

	平成 30 事業年度	令和元事業年度
経常費用	118,859	119,734
管理業務費	34,612	35,377
受託業務費	552	1,107
寄附金事業費	1	0
災害復旧事業費	649	562
海外調査等業務費	118	104
建設事業費	463	397
一般管理費 (うち退職給付費用)	2,501 (1,301)	2,834 (1,864)
事業用固定資産減価償却費	73,958	73,715
事業用固定資産除却費	627	1,114
財務費用	5,373	4,519

2. 対処すべき課題

(1) 水の安定供給への取り組み

当機構は、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い、用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的としています。

近年の国民の価値観の多様化に対応して、水資源の開発及び利用に関しては、用水として利用される水の「質」に対する要求が高まるなど、量的な安定供給のみならず、流域全体を見据えた水質をはじめとする水環境の保全や水源地域の活性化が重要になっています。一方、我が国経済が厳しい状況にあることも反映して、利水者等からコストの一層の抑制を要請されています。当機構は、これらの状況を的確に把握し、所期の使命を果たすとともに、「安全で良質な水を安定して安くお届けする」ことを経営理念として、法令等を遵守しつつ有効かつ効率的に業務を実施していきます。

また、平成 29 年 5 月に国土審議会から答申された「リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について」では、2つの基本理念「水供給を巡るリスクに対応するための計画」と「水供給の安定度を総合的に確保するための計画」が提言されており、機構の主たる役割である水資源開発水系における「安全で良質な水の安定した供給」と「洪水被害の防止・軽減」について引き続き適正に実施するとともに、これまでの需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」に向け、既存施設を最大限に有効活用していくことや、水供給の全体システムとしての機能確保等の考え方を取り入れた取組が求められています。

当機構は、国土審議会答申の主旨を踏まえ、地震等の大規模災害、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、危機的な渇水等の危機時においても最低限必要な水を確保するため、既存施設の徹底活用とともに、ハード・ソフト施策の連携により、水供給の全体システムの機能を確保していきます。

(2) 情報公開と個人情報保護の取り組み

平成 14 年 10 月に施行された「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」を踏まえ、本社、中部支社、関西・吉野川支社淀川本部、関西・吉野川支社吉野川本部、筑後川局に情報公開窓口を設置するとともに、当機構のホームページに「情報公開・個人情報保護」のページを作成し、当機構の業務に対して利水者をはじめ国民の皆様の幅広い理解が得られるよう、当機構の業務内容・財務内容等の情報公開について積極的に取り組んでいます。

また、平成 17 年 4 月に施行された「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」を踏まえて「独立行政法人水資源機構の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」を定めるとともに、情報公開と同様に本社、中部支社、関西・吉野川支社淀川本部、関西・吉野川支社吉野川本部、筑後川局に対応窓口を設置し、当機構が保有する個人情報の適切な管理に取り組んでいます。

(3) 適正かつ透明性の高い組織・業務運営の強化への取り組み

当機構においては、外部有識者3名等からなる倫理委員会での審議を経て、平成20年7月に基本理念として「倫理行動指針」を策定し、内外にコンプライアンスの徹底を表明しています。

平成25年11月には、中期目標に基づき法令等を遵守しつつ有効かつ効率的に業務を行い、当機構の経営理念を実現するため、倫理委員会での審議を経て「内部統制の基本方針」を策定し、内部統制システムを整備しました。

さらに平成27年4月の改正独立行政法人通則法の施行に合わせて、業務方法書に内部統制システムの整備に関する事項を明記するとともに、役員会運営方法やリスク管理方法の見直し等を行いました。

コンプライアンスの推進については、倫理委員会を原則として毎年2回開催して、コンプライアンスの推進状況等について審議するとともに、機構内の体制として、理事長を最高責任者、平成26年4月に法令遵守体制の強化のために設けた法令遵守担当理事を最高責任者補佐と位置付けるほか、全事務所にコンプライアンス推進責任者を設置しています。

具体の推進方策としては、役員と支社局・事務所との意見交換の実施、コンプライアンス関係情報の当機構内LANの掲示板への掲示、外部専門機関による法令遵守研修や内部研修、講習会の実施等によりコンプライアンス意識の浸透・定着を図るとともに、毎年、コンプライアンスアンケートを実施して職員の意識や理解度を組織的に把握するとともに、取り組みの見直しを行っています。

また、法令等に違反する行為が行われた事実等については、当機構の職員のみならず外部の方々からの通報も受け付けられるよう、コンプライアンス専門窓口を設置して当機構ホームページ(<https://www.water.go.jp/>)に掲載して広く周知しています。

なお、コンプライアンスの推進状況については、倫理委員会での審議、監事の監査を経て業務実績報告書により主務大臣に報告し評価を受けています。

さらにまた、監事機能を強化するため、必要に応じ弁護士等との情報交換・調査依頼等を行うことができるようにするなどの措置を行っています。

このほか、令和元年度中に、会計監査人による監査(15回)により会計処理を、監事による監査(30事務所)により業務執行を、入札等監視委員会(2回)により入札・契約事務をチェックしていただくとともに、契約監視委員会(2回)とあわせ入札・契約の競争性・透明性の確保、工事等の品質確保、工事工程等の適切な管理等の取り組みを実施しています。

3. 事業等のリスク

(1) 金利変動リスクについて

当機構の建設事業では、治水事業に必要な資金は、国から交付金が交付されており、また、水道・工業・農業用水の利水事業に必要な資金は、その一部は国から補助金が交付されるとともに、残余の利水者負担部分については、当機構が利水者に代わり財政融資資金などからの借入金及び水資源債券の発行によって調達する資金、又は建設中に毎年度利水者が支払う建設負担金により賄われています。

利水者に代わり当機構が調達した資金は、最終的に建設事業完了後に利水者から割賦負担金として回収されますが、当機構の借入金又は水資源債券の返済条件と割賦負担金の回収条件には、以下のような相違があります。

財政融資資金からの借入金は、25年元金均等払い(借入後5年据置き)、水資源債券は、3年満期一括償還であるのに対して、割賦負担金の回収条件の大半は基本的に23年元利均等払いとなっています(なお、割賦負担金の回収条件は、利水者と協議することとなっています)。

これらの要因により、当機構の債務返済期間の前半は借換えが必要となります。この債務返済期間の前半の借換えが当機構の割賦負担金制度における金利変動リスクとなります。

しかし、長期にわたる低金利の影響もあり、受取利息が支払利息を上回っているため利益が生じ、この結果利益剰余金が積み上がっており、これに由来する現預金を借換えに充当することで、現状では借換えを行っていません。当機構は独立行政法人通則法第44条に基づき、毎事業年度に生じた利益を積立金として整理し、引き続きこれに由来する現預金を借換えに充当していくことで、経

営成績に大きな影響を及ぼす可能性のある将来の金利変動等に備えていきます。

なお、積立金については、機構法第 31 条に基づき主務大臣による承認を受けた上で、同法第 12 条に規定する業務の財源として活用することにより減少することになります。

(2) 割賦負担金の回収リスクについて

当機構は、主として水資源開発施設の完成後に、利水者から利水者負担分を割賦負担金として回収していますが、一般的には当該回収について、遅延・不履行のリスクが考えられます。

水資源開発施設の建設事業は、「第二部 法人情報 第 1 法人の概況 3. 事業の内容 (5) 当機構の事業実施手順」(P. 22 参照) 記載のように、事業実施計画を作成する上で、関係行政機関の長や関係都道府県知事と計画の内容について協議や意見聴取を行い、また、関係利水者からは、あらかじめ費用負担の同意を得た上で、実施しています。

これまで割賦負担金の回収遅延・不履行は生じておらず、割賦負担金の回収について問題は起きていません。なお、当該割賦負担金には、機構法第 28 条により強制徴収権が付与されており、この徴収金の先取特権は、国税及び地方税に次ぐ順位とされています。

(3) 国の政策に伴うリスク

当機構は、国が関与すべき業務を実行する独立行政法人であり、国の政策が当機構の業務、業績に影響を与える可能性があります。

① ダム事業の検証作業

平成 21 年 10 月 9 日に「平成 21 年度内に、本体工事等の各段階に新たに入らないこととし、新たな段階に入ることとなる工事の契約や用地の買収などは行わないこととする」との国土交通大臣のコメントが公表されました。

平成 21 年度におけるダム事業の進め方などに関する前原国土交通大臣のコメント

平成 21 年 10 月 9 日

1. 国及び水資源機構が実施している 56 のダム事業のうち、既存施設の機能向上を行っている 8 事業を除く 48 事業については、今後、平成 21 年度内に、①用地買収、②生活再建工事、③転流工工事、④本体工事の各段階に新たに入らないこととし、新たな段階に入ることとなる工事の契約や用地の買収などは行わないこととする。
2. 道府県が実施している 87 のダム事業の平成 21 年度における事業の進め方(工事の発注を含む)については、各道府県知事のご判断を尊重する。

なお、平成 22 年度における 136 の個別のダム事業の進め方に関する基本的な方針については、政府予算案の提出時までには明らかにすることとしている。

また、平成 21 年 12 月 25 日に平成 22 年度河川局関係予算決定概要により、ダム事業を「検証の対象とするもの」と「事業を継続して進めるもの」とに区分した上で、検証の対象となるダム事業は、有識者会議が示す新たな基準に沿って、個別ダムの検証を行うこととされました。

なお、当機構では、①思川開発、②川上ダム、③丹生ダム、④小石原川ダム、⑤木曾川水系連絡導水路が検証の対象とされました。

平成22年度河川局関係予算決定概要

■河川局の予算全般

河川局関係予算全体について、必要性・事業効果等を勘案し優先順位づけを徹底するとともに、実施する事業についてはさらなる効率化を図る。

(抜粋)

5. その他

(1) ダム建設事業の見直しについて

治水事業については、「できるだけダムにたよらない治水」へ政策転換するとの考え方に基づき、事業実施中のダム事業を「検証の対象とするもの」と「事業を継続して進めるもの」とに区分した上で、検証の対象となるダム事業について、平成21年12月3日に立ち上げた「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が来年夏頃に中間とりまとめとして示す予定の新たな基準に沿って、個別ダムの検証を行うこととしたところ。

これに基づき、ダム建設事業の平成22年度予算案においては、具体的に、以下のように措置。

○継続して進めることとしたダム事業（47事業（55施設））

・可能な限り計画的に事業を進めるために必要な予算を計上。

○検証の対象となるダム事業（89事業（90施設））

・基本的に、①用地買収、②生活再建工事、③転流工工事、④本体工事の各段階に新たに入らないこととし、地元住民の生活設計等への支障も配慮した上で、現段階を継続する必要最小限の予算を計上。

新たな基準については、平成22年7月13日「第11回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」にて中間取りまとめ（案）が審議され、平成22年7月16日より中間取りまとめ（案）に関する意見募集が行われました。平成22年9月27日「第12回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」にて中間取りまとめ（修正案）が審議され、同日、中間取りまとめが公表されています。翌9月28日には国土交通大臣より当機構に対し、ダム事業の検証に係る検討の指示及びダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について通知がありました。

これらを踏まえ、当機構では関係地方整備局とともに、適切に検証作業を進め、対象5事業のうち、小石原川ダム建設事業は、平成24年12月6日に、川上ダム建設事業は、平成26年8月25日に、思川開発事業は、平成28年8月25日に「継続」、丹生ダム建設事業は、平成28年7月20日に「中止」との対応方針が国土交通省により決定され、木曾川水系連絡導水路事業を除く4事業は検証を終了しました。

その後、小石原川ダム建設事業は、平成28年4月に本体工事を契約し、予定どおり令和元年度に概成し、令和2年度より管理に移行しダムの利水・治水効果を発揮しています。川上ダム建設事業は、平成29年9月に本体工事を契約し、現在は本体工事の最盛期を迎えています。思川開発事業は、本体工事に向けて本体関連準備工事、導水路工事、付替道路工事等を実施しています。丹生ダム建設事業は事業中止に伴い、追加的に必要となる工事を実施しています。

当機構における検証終了後の事業は、着実な推進を図っています。

なお、各文書の全文に関しましては、国土交通省ホームページ (<https://www.mlit.go.jp/>) において公表されています。

②「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」

平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づく総務省によるフォローアップは、平成29年をもって終了しました。

③「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」

平成25年12月24日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」の「(別紙)各法人等について講ずべき措置」における当機構についての記載は、次のとおりです。

【水資源機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 本法人の吉野川局について、その機能を維持しつつ、関西支社との組織統合の実現のため、利水者及び関係府県との調整を行う。
- 総合技術センターの水理実験施設については、現在実施している建設事業が終了した段階で、敷地の処分を行う。
- 用水路管理業務については、「維持管理業務等民間委託拡大計画」に基づき民間委託を拡大する。また、その他の業務も含め、定年退職者の活用によりコストの縮減を図る。
- 国の財政支出や財政融資を用いて多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、法人に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図る。

当該閣議決定の全文については、行政改革推進会議のホームページ
(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/>) において公表されています。

なお、当該措置に関する直近の措置状況（平成 28 年度以降令和元年度まで）については総務省のホームページ
(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/youkan/kanri/dokuritu/02gyokan03_03000038.htm
1) において公表されています。

平成 27 年 9 月 30 日までの実施状況は、行政改革推進本部のホームページ
(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gyoukakusuisin/dai4/gijisidai.html>) をご参照下さい。

④「独立行政法人制度改革関連法」

第 186 回国会において、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」が可決され、平成 26 年 6 月 13 日に公布、平成 27 年 4 月 1 日から施行されました。

(4) 事業の長期化について

①建設事業の長期化の可能性

当機構の建設事業は、国土交通大臣による水資源開発水系の指定及び水資源開発基本計画の決定、当機構による事業実施計画の作成及び主務大臣の認可を経て、実施することになります。

当機構が事業実施計画を作成し認可を受ける過程において、関係都道府県知事との協議、利水者への意見聴取及び費用負担の同意がなされています。

事業の実施手順のうち、事業実施計画の作成以前においては、関係行政機関等と十分な事前調整を必要とすることがあります。また、事業実施計画の認可後においても、用地補償基準の妥結等の関係地域住民との合意や現地の状況変化による工事の変更、追加等により、当初の計画よりも事業が長期化することがあります。

当機構としては、我が国の利水及び治水に支障をきたさないよう、事業実施計画の作成等に係る手続きの迅速化に努めるとともに、建設事業着手後においても、事業の工程管理等を行い効率的かつ円滑な事業の推進を図っています。

※なお、建設事業のうち施設の新築については、当機構設立時に水資源開発公団が既に着手している事業等を除いて、水の供給量を増大させないものに限られています。

②事業長期化に伴う事業費の増加リスク

水資源開発施設の建設事業費は、ダム、用水路等及びそれらの関連施設の建設に要した直接費及び間接費からなります。

上記①のように事業が長期化した場合、その間の事務所維持費等の経費及び建設借入金に係る建設利息が必要となり、建設事業費が増加する要因となります。

当機構としては、事業の長期化等に伴う建設事業費の増加を抑制するために、事業の円滑な遂行を図るとともに、新工法の採用によるコスト縮減や工事工期の短縮など建設事業費全体の削減に努めています。

③事業長期化の例

当初の予定工期を10年以上経過して、現時点で完成に至っていない事業の例は以下のとおりです。

(a) ダム等建設事業

事業名	当初予定工期	現行予定工期
思川開発	昭和44事業年度～平成20事業年度	昭和44事業年度～令和6事業年度
川上ダム	昭和56事業年度～平成16事業年度	昭和56事業年度～令和4事業年度

当初予定工期は、当初の事業実施計画による予定工期であり、補償調査立ち入りの同意や用地取得等といった地元補償交渉に想定以上の時間を要したこと等により長期化しています。

(b) 用水路等建設事業

該当なし

(5) 事業の中止等について

①事業中止の手続き等について

当機構の事業の中止が決定された場合には、機構法第13条第6項の規定に基づき、関係都道府県との協議を行い、主務大臣の認可を得て事業実施計画の廃止手続が実施されます。なお、事業の廃止までに事業に要した費用（廃止に伴い追加的に必要となる費用も含む。）の回収措置については、機構法第25条第2項の規定に基づき、当該事業の参画者がそれぞれ負担を行うこととされているため、当機構の負担はありません。

②事業中止が生じうる状況

当機構の事業については、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、各主務省において必要に応じて再評価が実施されています。

これは、事業の継続に当たり、必要に応じてその見直しを行うものですが、事業の継続が適当と認められない場合には、事業を中止することもあります。

各主務省の再評価の概要は、次のとおりです。

○国土交通省

(a) 再評価対象基準

- ・事業採択後3年を経過した時点で未着工の事業
- ・事業採択後5年を経過した時点で継続中の事業
- ・ダム事業の実施計画調査費が予算化後3年を経過している事業
- ・再評価後5年を経過している事業
- ・社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価実施主体等が再評価の必要が生じた
と当機構又は国土交通省の事業を所管する本省内部部局の長が判断した事業

(b)再評価の内容

- ・事業の必要性等（事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の投資効果及び事業の進捗状況）
- ・事業の進捗の見込み
- ・コスト縮減や代替案立案等の可能性

(c)再評価の実施状況

- ・平成 15 年度再評価対象事業 思川開発事業、滝沢ダム建設事業、武蔵水路改築事業
丹生ダム建設事業、大山ダム建設事業 ⇒継続決定
戸倉ダム建設事業 ⇒中止決定
- ・平成 16 年度再評価対象事業 徳山ダム建設事業、川上ダム建設事業 ⇒継続決定
- ・平成 17 年度再評価対象事業 該当なし
- ・平成 18 年度再評価対象事業 該当なし
- ・平成 19 年度再評価対象事業 思川開発事業、小石原川ダム建設事業 ⇒継続決定
- ・平成 20 年度再評価対象事業 滝沢ダム建設事業、武蔵水路改築事業、川上ダム建設
事業、丹生ダム建設事業、大山ダム建設事業
⇒継続決定
- ・平成 21 年度再評価対象事業 該当なし
- ・平成 22 年度再評価対象事業 該当なし
- ・平成 23 年度再評価対象事業 思川開発事業、武蔵水路改築事業、木曾川水系連絡
導水路事業、川上ダム建設事業、丹生ダム建設事業、
大山ダム建設事業、小石原川ダム建設事業
⇒継続決定
- ・平成 24 年度再評価対象事業 該当なし
- ・平成 25 年度再評価対象事業 該当なし
- ・平成 26 年度再評価対象事業 思川開発事業、武蔵水路改築事業、木曾川水系連絡
導水路事業、川上ダム建設事業、丹生ダム建設事業
⇒継続決定
- ・平成 27 年度再評価対象事業 思川開発事業、木曾川水系連絡導水路事業、
小石原川ダム建設事業 ⇒継続決定
- ・平成 28 年度再評価対象事業 思川開発事業、川上ダム建設事業 ⇒継続決定
丹生ダム建設事業 ⇒中止決定
- ・平成 29 年度再評価対象事業 該当なし
- ・平成 30 年度再評価対象事業 木曾川水系連絡導水路事業 ⇒継続決定
- ・令和元年度再評価対象事業 思川開発事業 ⇒継続決定
- ・令和2年度再評価対象事業 該当なし

(d)ダム検証

平成 22 年 9 月に国土交通大臣より、5 事業（思川開発、川上ダム、丹生ダム、小石原川ダム、木曾川水系連絡導水路）について、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示を受け、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく検証作業を実施しています。小石原川ダム建設事業は、平成 24 年 12 月 6 日に、川上ダム建設事業は、平成 26 年 8 月 25 日に、思川開発事業は、平成 28 年 8 月 25 日に「継続」、丹生ダム建設事業は、平成 28 年 7 月 20 日に「中止」との対応方針が国土交通省により決定されました。

○農林水産省

(a)再評価対象基準

- ・事業実施計画認可後 5 年を経過した時点で未着手の事業、10 年を経過した時点で継続中

の事業又は事業実施計画認可後5年を経過した時点で継続中の事業であって、農村振興局長が必要と認めた事業

- ・10年を超えて継続する事業については、直近の再評価実施年度から5年ごと

(b)再評価の内容

- ・事業の進捗状況
- ・関連事業の進捗状況
- ・事業実施計画の重要な部分の変更の必要性の有無
- ・社会経済情勢の変化
- ・費用対効果分析の基礎となる要因の変化
- ・環境との調和への配慮

(c)再評価の実施状況

- ・平成15年度再評価対象事業 該当なし
- ・平成16年度再評価対象事業 豊川用水二期事業、香川用水施設緊急改築事業
⇒継続決定
- ・平成17年度再評価対象事業 該当なし
- ・平成18年度再評価対象事業 印旛沼開発施設緊急改築事業 ⇒継続決定
- ・平成19年度再評価対象事業 該当なし
- ・平成20年度再評価対象事業 該当なし
- ・平成21年度再評価対象事業 豊川用水二期事業 ⇒継続決定
- ・平成22年度再評価対象事業 該当なし
- ・平成23年度再評価対象事業 該当なし
- ・平成24年度再評価対象事業 該当なし
- ・平成25年度再評価対象事業 該当なし
- ・平成26年度再評価対象事業 豊川用水二期事業 ⇒継続決定
- ・平成27年度再評価対象事業 両筑平野用水二期事業 ⇒継続決定
- ・平成28年度再評価対象事業 該当なし
- ・平成29年度再評価対象事業 該当なし
- ・平成30年度再評価対象事業 該当なし
- ・令和元年度再評価対象事業 豊川用水二期事業 ⇒継続決定
- ・令和2年度再評価対象事業 該当なし

○経済産業省

(a)再評価対象基準

- ・事業評価実施後5年以上連続して補助金の交付を受けている事業
- ・事業実施計画の大幅な変更や事業の継続に対する疑念等が生じたことを確認した場合
- ・行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年6月29日法律第86号）第7条第2項第2号に該当する場合

(b)再評価の内容

- ・需要の見通し（給水区域、給水量及び需要発生時期等）
- ・施設建設計画（施設規模、建設工程等）
- ・費用便益分析等

(c)再評価の実施状況

- ・平成15年度再評価対象事業 該当なし
- ・平成16年度再評価対象事業 豊川用水二期事業、香川用水施設緊急改築事業

- ⇒継続決定
- ・平成 17 年度再評価対象事業 該当なし
- ・平成 18 年度再評価対象事業 印旛沼開発施設緊急改築事業、豊川用水二期事業
⇒継続決定
- ・平成 19 年度再評価対象事業 該当なし
- ・平成 20 年度再評価対象事業 該当なし
- ・平成 21 年度再評価対象事業 該当なし
- ・平成 22 年度再評価対象事業 該当なし
- ・平成 23 年度再評価対象事業 該当なし
- ・平成 24 年度再評価対象事業 豊川用水二期事業 ⇒継続決定
- ・平成 25 年度再評価対象事業 木曾川水系連絡導水路事業 ⇒継続決定
- ・平成 26 年度再評価対象事業 豊川用水二期事業、武蔵水路改築事業 ⇒継続決定
- ・平成 27 年度再評価対象事業 房総導水路施設緊急改築事業 ⇒継続決定
- ・平成 28 年度再評価対象事業 該当なし
- ・平成 29 年度再評価対象事業 該当なし
- ・平成 30 年度再評価対象事業 木曾川水系連絡導水路事業 ⇒継続決定
- ・令和元年度再評価対象事業 豊川用水二期事業、房総導水路施設緊急改築事業
⇒継続決定
- ・令和 2 年度再評価対象事業 該当なし

○厚生労働省

(a)再評価対象基準

水道施設整備に係る厚生労働大臣がその実施に要する費用の一部を補助する事業について

- ・原則として、事業採択後 5 年を経過して未着手の事業及び 10 年を経過して継続中の事業を対象とし、10 年経過以降は原則 5 年経過ごとに実施
- ・本体工事又は本体関連工事の着手前の適切な時期に評価を実施するものとする。なお、本体工事又は本体関連工事の着手前の適切な時期又は着手後に評価を実施した場合は、以後 10 年間評価を要しないものとする
- ・その他、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合には適宜実施

(b)再評価の内容

- ・採択後の事業をめぐる社会経済情勢等の変化
- ・採択後の事業の進捗状況
- ・コスト縮減、代替案立案等の可能性
- ・事業の投資効果分析

(c)再評価の実施状況

- ・平成 15 年度再評価対象事業 該当なし
- ・平成 16 年度再評価対象事業 豊川用水二期事業、香川用水施設緊急改築事業
⇒継続決定
- ・平成 17 年度再評価対象事業 福岡導水事業 ⇒継続決定
- ・平成 18 年度再評価対象事業 印旛沼開発施設緊急改築事業、豊川用水二期事業
⇒継続決定
- ・平成 19 年度再評価対象事業 小石原川ダム建設事業、群馬用水施設緊急改築事業
⇒継続決定

- ・平成 20 年度再評価対象事業 大山ダム建設事業、福岡導水事業、思川開発事業、滝沢ダム建設事業
⇒継続決定
- ・平成 21 年度再評価対象事業 該当なし
- ・平成 22 年度再評価対象事業 川上ダム建設事業、両筑平野用水二期事業
⇒継続決定
- ・平成 23 年度再評価対象事業 該当なし
- ・平成 24 年度再評価対象事業 豊川用水二期事業、小石原川ダム建設事業
⇒継続決定
- ・平成 25 年度再評価対象事業 思川開発事業、木曾川水系連絡導水路事業、両筑平野用水二期事業
⇒継続決定
- ・平成 26 年度再評価対象事業 豊川用水二期事業、武蔵水路改築事業、川上ダム建設事業
⇒継続決定
- ・平成 27 年度再評価対象事業 該当なし
- ・平成 28 年度再評価対象事業 思川開発事業 ⇒継続決定
- ・平成 29 年度再評価対象事業 該当なし
- ・平成 30 年度再評価対象事業 木曾川水系連絡導水路事業、利根導水路大規模地震対策事業
⇒継続決定
- ・令和元年度再評価対象事業 豊川用水二期事業、房総導水路施設緊急改築事業
⇒継続決定
- ・令和 2 年度再評価対象事業 該当なし

③過去の事業中止例

当機構の前身である水資源開発公団において事業が中止となった事例としては、「平川ダム建設事業」、「思川開発事業の一部である大谷川分水」及び「栗原川ダム建設事業」があり、また、当機構において事業が中止となった事例としては、「戸倉ダム建設事業」及び「丹生ダム建設事業」があります。

平川ダム建設事業については、事業採択後 5 年以上経過して未着工であったことから再評価の対象となり、利水予定者から早期の事業参画の意思表示がなかったため、平成 12 年 11 月 28 日、主務省である建設省（現 国土交通省）が中止を決定したものです。

思川開発事業の一部である大谷川分水については、事業採択後 5 年以上経過して未着工であったことから再評価の対象となり、地元調整が難航していたため、平成 12 年 11 月 28 日、主務大臣である建設大臣（現 国土交通大臣）が中止を決定したものです。なお、平成 14 年 3 月 1 日、主務大臣である国土交通大臣から、大谷川分水中止により規模縮小となった見直し計画による思川開発事業に関する事業実施方針（第 2 回変更）の指示を受け、同年 4 月 12 日、それに基づく思川開発事業に関する事業実施計画（第 2 回変更）の認可を受けています。

栗原川ダム建設事業については、平成 13 年 12 月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」において、「新規利水の見込みが明確でない実施計画調査中の事業の中止」とされたことを受け、平成 14 年 10 月 4 日に開催された関東地方整備局事業評価監視委員会で「現段階で利水予定者から事業参画の意思表示がないため中止が妥当」とされ、それを踏まえ同月 25 日に主務省である国土交通省が事業中止を決定しています。

戸倉ダム建設事業については、すべての新規利水予定者より事業から撤退する意向が示されたため、平成 15 年 12 月 24 日に開催された関東地方整備局事業評価監視委員会において、事業中止の了承、翌 25 日に国土交通省による決定がされています。

丹生ダム建設事業は、利水者の撤退を受け、平成 21 年 4 月の淀川水系水資源開発基本計画の変更において、供給目標を達成する施設から削除されました。しかし、「丹生ダム建設事業の見直し

に係る諸調査は、当面の間は、独立行政法人水資源機構が引き続き行うものとする。」とされ、この検討を行っていました。平成 22 年度には、ダム事業の検証対象ダムとなり、所定のプロセスに基づき検証を進めていましたが、平成 26 年 1 月に総合的な評価として「ダム建設を含む案は有利でない」との結論に至り、平成 28 年 7 月に中止との対応方針が決定したことから、平成 29 年 3 月 31 日に丹生ダム建設事業に関する事業実施計画の廃止の認可を受けました。なお、平成 29 年 4 月以降は、事業中止に伴い追加的に必要となる工事を実施し、令和 8 年度に完了する予定になっています。また、機構は、国、県、市とともに、事業中止にともない実施することとされた地域整備について、お互い協力して進めることとしています。

4. 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

5. 技術開発活動

令和元年度の当機構の技術開発活動の予算は 12.3 億円で総合技術センターが中心となって実施しており、i-C&M を活用した管理の高度化、ダム堤体挙動評価技術の向上、施設の耐震対策の検討、斜面安定化対策工の維持管理マネジメント技術の体系化、管理施設毎の水質改善方策の検討など積極的に技術開発活動を行っています。

総合技術センターでは、環境との調和に配慮しながら、ダム、河口堰、湖沼開発施設、水路等の水資源開発施設の設計・施工の合理化、材料試験、水理模型実験、構造解析、耐震解析、健全度評価、水質予測、施設管理上の諸問題の解決を図る業務等を幅広く行っています。また、当機構内のみならず、国や地方公共団体からの業務も受託しています。

当機構では、対外的な活動として、各種学会等の委員会（公益社団法人土木学会、公益社団法人農業農村工学会、一般社団法人ダム工学会、一般社団法人日本大ダム会議、公益社団法人地盤工学会、一般社団法人日本応用地質学会等）に参加して水資源開発技術及び管理技術の発展に寄与しています。

また、土木技術の発展に顕著な貢献をしたことなどが認められ、過去に次の賞を受賞しています。

・平成 21 年度土木学会賞技術賞 I グループ	名張川上流 3 ダムの統合操作による洪水調節
・平成 21 年度ダム工学会技術賞	滝沢ダム建設事業
・平成 21 年度ダム工学会技術開発賞	航空レーザー測量によるレベル 500 地形図の作成について
・土木学会デザイン賞 2010 最優秀賞	雷電廿六木橋（らいでんとどろきばし）（滝沢ダム）
・平成 22 年度土木学会賞環境賞	徳山ダム建設事業
・平成 22 年度農業農村工学会賞 上野賞	霞ヶ浦用水地域における水資源の総合的な開発
・平成 23 年度全建賞（河川部門）	水没式複合型曝気装置（日吉ダム管理所）
・平成 23 年度土木学会賞技術賞 II グループ	滝沢ダムの建設
・平成 25 年度ダム工学会技術賞	平成 25 年台風 18 号出水における日吉ダム洪水調節操作
・平成 25 年度ダム工学会技術賞	大山ダム建設事業
・平成 25 年度土木学会賞技術賞 I グループ	平成 25 年台風 18 号における淀川水系の洪水調節
・平成 25 年度ダム工学会技術開発賞	ダム貯水池における三次元水質予測モデル（JWA モデル）の開発
・平成 25 年度地盤工学会技術開発賞	地下水の認められない亀裂性岩盤における比抵抗トモグラフィ探査法の開発
・平成 27 年度全建賞（河川部門）	武蔵水路改築事業
・平成 27 年度土木学会賞技術賞 II グループ	武蔵水路改築事業

・平成 27 年度ダム工学会技術開発賞	水没式複合型曝気装置
・平成 27 年度ダム工学会技術開発賞	緊急油圧装置
・平成 28 年度土木学会賞技術賞 I グループ	武蔵水路改築事業
・平成 29 年度土木学会賞技術賞 I グループ	琵琶湖開発施設管理における i-Construction & Management
・平成 30 年度ダム工学会技術賞	平成 29 年 7 月九州北部豪雨出水における寺内ダム洪水調節操作

6. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 経営成績の変動について

令和元事業年度の当機構の損益は、次のとおりです。

経常収益	1,180 億円
経常費用	1,197 億円
当期総利益	22 億円

令和元事業年度（自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日）の当期総利益 22 億円は、通則法第 44 条第 1 項の規定により、積立金として整理しています。

当機構では、原則として管理業務費に見合う額が補助金等収益として計上され、受託業務費に見合う額が受託業務収入として計上されています。さらに事業用固定資産減価償却費及び事業用固定資産除却費の合計額と同額が資産見返補助金等戻入として収益計上されます。当期総利益は、主として財務収益の受取利息が財務費用の支払利息を上回ったことによるものです。

令和元事業年度のキャッシュ・フローの状況については、業務活動によるキャッシュ・フローは 13,453 百万円の資金の増加となり、前年度が 18,205 百万円の増加であったことに比較して 4,751 百万円の減少となっています。また、投資活動によるキャッシュ・フローは 6,152 百万円の資金の増加となり、前年度が 11,794 百万円の増加であったことに比較して 5,642 百万円の減少となっています。財務活動によるキャッシュ・フローは 16,309 百万円の資金の減少となり、前年度が 27,685 百万円の減少であったことに比較して 11,376 百万円の減少幅の縮小となっています。これらの増減を合わせますと、令和元年度末における現金及び現金同等物の残高は 32,868 百万円となり、前年度末の 29,571 百万円に比較して 3,296 百万円（+11.1%）の増加となっています。

(2) 財政投融資対象事業に関する政策コスト分析について

政策コスト分析とは、財政投融資を活用している事業に対して、一定の前提条件を設定して①国（一般会計等）から将来にわたって投入される補助金等と、②投入された出資金による利払軽減効果（国にとっての機会費用）などの額を試算したもので、将来の国民負担に関するディスクロージャーを一層進めるとの観点から行われています。令和 2 年事業年度の分析結果は財政投融資分科会での審議を経て、令和 2 年 7 月 13 日に公表されました。全文につきましては、参考として巻末に掲載しています。

当機構の政策コスト分析では、ダム等建設事業及び用水路等建設事業を試算の対象とし、予算上認められた各事業の総事業費、工期をもとに将来シミュレーションを行い、各事業のコストアロケーション、補助率から当該事業の完成まで必要となる補助金の割引現在価値を試算しています。分析期間は、建設事業が完了し、利水者から割賦負担金の回収が終了するまでの 29 年間としています。

なお、分析期間に実施するダム等建設のうち治水事業及び管理業務は財政投融資の対象外であるため、分析対象とはしていません。

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

令和元事業年度の設備投資総額は58,491百万円となっています。

その内訳は、小石原川ダム建設事業等の建設工事費による53,512百万円、管理施設の機器の更新等による4,910百万円、本社庁舎の機器の更新等による68百万円となっています。

2. 主要な設備の状況

(1) 事業用固定資産及び事業用建設仮勘定

(単位：百万円)

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿								
		事業用固定資産				事業用建設仮勘定				
		ダム及 関連施設	用水路及 関連施設	堰及 関連施設	合計	ダム及 関連施設	用水路及 関連施設	堰及 関連施設	管理業務	合計
利根導水総合事業所 (埼玉県行田市)	利根導水路外	-	61,841	57,170	119,012	-	16,401	-	122	16,523
忍川開発建設所 (栃木県鹿沼市)	南摩ダム外	-	-	-	-	100,757	-	-	-	100,757
荒川ダム総合管理所 (埼玉県秩父市)	滝沢ダム外	327,129	-	-	327,129	-	-	-	25	25
沼田総合管理所 ※ (群馬県沼田市)	矢木沢ダム外	90,960	-	-	90,960	1	-	-	84	85
利根川下流総合管理所 (茨城県稲敷市)	霞ヶ浦開発施設外	-	-	151,471	151,471	-	-	-	41	41
千葉用水総合管理所 (千葉県八千代市)	北総東部用水外	-	110,171	-	110,171	-	12,291	-	252	12,544
下久保ダム管理所 (埼玉県児玉郡)	下久保ダム	9,373	-	-	9,373	-	-	-	26	26
草木ダム管理所 (群馬県みどり市)	草木ダム	23,537	-	-	23,537	-	-	-	34	34
群馬用水管理所 (群馬県前橋市)	群馬用水外	-	21,196	-	21,196	-	-	-	5	5
霞ヶ浦用水管理所 (茨城県かすみがうら市)	霞ヶ浦用水外	-	36,100	-	36,100	-	-	-	17	17
愛知用水総合管理所 (愛知県愛知郡)	愛知用水外	-	186,162	-	186,162	-	1,723	-	97	1,821
豊川用水総合事業部 (愛知県豊橋市)	豊川用水外	-	233,881	-	233,881	-	21,642	-	157	21,800
木曾川水系連絡導水路建設所 (岐阜県岐阜市)	木曾川水系連絡 導水路	-	-	-	-	-	-	5,009	-	5,009
木曾川用水総合管理所 (愛知県稲沢市)	木曾川用水外	-	44,189	-	44,189	-	4,184	-	307	4,491
徳山ダム管理所 (岐阜県揖斐郡)	徳山ダム	237,331	-	-	237,331	-	-	-	59	59
岩屋ダム管理所 (岐阜県下呂市)	岩屋ダム	10,442	-	-	10,442	-	-	-	64	64
阿木川ダム管理所 (岐阜県恵那市)	阿木川ダム	68,183	-	-	68,183	-	-	-	19	19
長良川河口堰管理所 (三重県桑名市)	長良川河口堰	-	-	66,670	66,670	-	-	-	60	60
味噌川ダム管理所 (長野県木曾郡)	味噌川ダム	112,288	-	-	112,288	-	-	-	12	12
三重用水管理所 (三重県三重郡)	三重用水	-	41,645	-	41,645	-	-	-	159	159
川上ダム建設所 (三重県伊賀市)	川上ダム	-	-	-	-	74,907	-	-	-	74,907
丹生事務所 (滋賀県長浜市)	丹生ダム	35	-	-	35	-	-	-	-	-
琵琶湖開発総合管理所 (滋賀県大津市)	琵琶湖開発施設	-	-	158,396	158,396	-	-	-	141	141
木津川ダム総合管理所 (三重県名張市)	比奈知ダム外	119,299	-	-	119,299	-	-	-	155	155
一庫ダム管理所 (兵庫県川西市)	一庫ダム	36,743	-	-	36,743	-	-	-	47	47
日吉ダム管理所 (京都府南丹市)	日吉ダム	131,456	-	-	131,456	-	-	-	47	47
関西・吉野川支社 (大阪府大阪市)	淀川大堰外	-	950	198	1,148	-	-	-	1	1
香川用水管理所 (香川県仲多度郡)	香川用水外	-	25,396	-	25,396	-	-	-	13	13
池田総合管理所 (徳島県三好市)	早明浦ダム外	115,921	-	-	115,921	614	-	-	254	868
旧吉野川河口堰管理所 (徳島県徳島市)	旧吉野川河口堰	-	-	2,142	2,142	-	-	-	41	41
筑後川局 (福岡県久留米市)	大山ダム外	91,821	54,782	11,976	158,579	-	-	-	96	96
福岡導水総合事業所 (福岡県久留米市)	福岡導水	-	43,340	-	43,340	-	529	-	23	552
朝倉総合事業所 (福岡県朝倉市)	小石原川ダム外	12,462	-	-	12,462	152,616	-	-	127	152,744
両筑平野用水管理所 (福岡県朝倉市)	両筑平野用水外	-	20,270	-	20,270	-	-	-	13	13
合計		1,386,987	879,929	448,026	2,714,944	328,897	56,773	5,009	2,512	393,192

※ 沼田総合管理所については、平成17年度に建設事業中止に伴い整理を行った戸倉ダム建設事業で取得し、機構で保有している土地を事業用固定資産の内数として計上しています。

(2) 一般管理用固定資産

(単位：百万円)

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿						額	
		建物	構築物	機械装置	車両運搬具	工具器具備品	土地 (面積㎡)	その他	合計
本社 (埼玉県さいたま市)	統括管理施設外	938	19	292	1	88	989 (6,148)	0	2,331
総合技術センター (埼玉県さいたま市)	試験研究施設外	781	8	101	0	19	1,203 (11,126)	0	2,115
中部支社 (愛知県名古屋市)	中部管内統括管理施設外	927	1	12	1	0	924 (4,554)	0	1,868
関西・吉野川支社 (大阪府大阪市)	関西管内統括管理施設外	156	6	4	4	0	184 (1,789)	0	356
関西・吉野川支社吉野川本部 (香川県高松市)	四国管内統括管理施設外	0	0	2	-	0	-	0	3
筑後川局 (福岡県久留米市)	九州管内統括管理施設外	1	-	1	1	0	-	0	4
合計		2,806	37	414	9	110	3,301	0	6,679

3. 設備の新設、除却等の計画

(1) 重要な設備の新設等

令和2年9月1日現在
(単位：百万円)

事務所名 (所在地)	設備の内容	設備予定金額 (総事業費)	備考
思川開発建設所 (栃木県鹿沼市)	南摩ダム	185,000	
沼田総合管理所 (群馬県沼田市)	奈良俣ダム	900	
利根導水総合事業所 (埼玉県行田市)	利根導水路	29,650	
千葉用水総合管理所 (千葉県八千代市)	房総導水路	15,000	
千葉用水総合管理所 (千葉県八千代市)	成田用水	18,100	
木曾川水系連絡導水路建設所 (岐阜県岐阜市)	木曾川水系連絡導水路	89,000	
愛知用水総合管理所 (愛知県愛知郡東郷町)	愛知用水	4,700	
木曾川用水総合管理所 (愛知県稲沢市)	木曾川用水	5,000	
豊川用水総合事業部 (愛知県豊橋市)	豊川用水	248,390	
川上ダム建設所 (三重県伊賀市)	川上ダム	118,000	
池田総合管理所 (徳島県三好市)	早明浦ダム	40,000	
香川用水管理所 (香川県仲多度郡琴平町)	香川用水	3,800	
朝倉総合事業所 (福岡県朝倉市)	小石原川ダム	196,000	
福岡導水総合事業所 (福岡県久留米市)	福岡導水路	29,000	
合計		982,540	

上記の設備の新設は、交付金、補助金、負担金、財政投融资からの借入金、水資源債券及び受託金によって資金調達をしています。

(2) 設備の新設等の計画

令和2事業年度においては、情報機器・実験設備等に係る整備・更新及び改修により 550 百万円の支出を計画しています。

第4 法人の状況

1. 資本金等の推移

当機構の資本金については、設立（平成15年10月）時に、機構法第6条第1項及び同項附則第2条第6項の規定により9,060百万円（全額政府出資）とされ、政府出資に係る不要財産の処分に伴い通則法第46条の2第4項の規定による資本金の減少を、平成25事業年度に519百万円、平成26事業年度に766百万円、平成27事業年度に283百万円、平成28事業年度に143百万円、平成29事業年度に1,597百万円、平成30事業年度に914百万円行ったことから、令和元事業年度3月末時点の残高は4,837百万円となっております。なお、これまで増資を行ったことはありません。

【参照条文】

○独立行政法人水資源機構法 一抄一

（資本金）

第六条 機構の資本金は、附則第二条第六項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

- 2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。
- 3 機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

附 則

（水資源開発公団の解散等）

第二条 （略）

2から5 （略）

- 6 第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（旧水公団法第三十八条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

7 以下 （略）

○独立行政法人通則法 一抄一

（不要財産に係る国庫納付等）

第四十六条の二 （略）

2から3 （略）

- 4 独立行政法人が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 以下 （略）

2. 役員の状況

(令和2年10月1日現在)

役職	氏名 (生年月日)	担当	任期	就任前の主な略歴
理事長	金尾 健司 (昭和33年5月12日生)	—	平成30年4月 令和4年3月	昭和58年4月 建設省入省 平成27年7月 国土交通省水管理・国土保全局長 平成29年4月 (公財) リバーフロント研究所代表理事
副理事長	日置 秀彦 (昭和40年10月8日生)	—	令和1年10月 令和5年9月	昭和63年4月 農林水産省入省 平成30年7月 農林水産省農村振興局整備部農地資源課長 兼大臣官房地方課付兼復興庁総括官付 令和元年9月 農林水産省 退職(役員出向)
理事	赤崎 暢彦 (昭和41年12月8日生)	総務人事本部、法令遵守	令和1年10月 令和3年9月	平成2年4月 農林水産省入省 平成27年10月 消費者庁食品表示企画課長 令和元年9月 農林水産省 退職(役員出向)
理事	小島 隆 (昭和35年12月28日生)	財務用地本部	(平成29年10月) 令和1年10月 令和3年9月	昭和58年4月 水資源開発公団入社 平成26年4月 独立行政法人水資源機構財務部次長 平成28年3月 独立行政法人水資源機構財務部長
理事	三輪 準二 (昭和40年2月7日生)	経営企画本部、総合技術センター(他の理事の所掌に属するものを除く。)	令和1年10月 令和3年9月	平成元年4月 建設省入省 平成30年4月 国土交通省総合政策局海外プロジェクト推進課国際建設管理官 令和元年9月 国土交通省 退職(役員出向)
理事	柳川 晃 (昭和33年9月9日生)	ダム事業本部、利根川・荒川水系に係る事務(利根川水系及び荒川水系に存する特定施設の建設工事並びに管理及び災害復旧工事を分掌する建設所、総合管理所及び管理所に係る事務に限る。)の調整等に関する事務	令和1年10月 令和3年9月	昭和56年4月 水資源開発公団入社 平成30年4月 独立行政法人水資源機構技師長 平成31年4月 独立行政法人水資源機構上席審議役
理事	小酒井 徹 (昭和34年2月13日生)	水路事業本部、利根川・荒川水系に係る事務の調整等に関する事務(他の理事の所掌に属するものを除く。)	令和1年10月 令和3年9月	昭和57年4月 水資源開発公団入社 平成28年10月 独立行政法人水資源機構豊川用水総合事業部長 平成31年4月 独立行政法人水資源機構上席審議役
監事	山梨 恵子 (昭和37年9月2日生)	—	(平成27年10月) 平成30年9月 令和3事業年度についての財務諸表承認日	平成24年4月 (株)ニッセイ基礎研究所 生活研究部 准主任研究員 平成27年9月 (株)ニッセイ基礎研究所 生活研究部 高齢社会研究課長 准主任研究員
監事	山田 廣 (昭和38年10月20日生)	—	平成30年9月 令和3事業年度についての財務諸表承認日	平成28年7月 東京都水道局局務担当部長(東京水道サービス株式会社派遣) 平成30年8月 東京都水道局特命担当部長

※任期欄内の()は当初任命日です。

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) 政府との関係について

①主務大臣等

通則法における当機構の主務大臣は、業務運営に係る事項等を除き、国土交通大臣、また、各事業における主務大臣は事業目的に応じ、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣とされています。

また、通則法における主務省令は、国土交通省令とされています。

②独立行政法人評価制度委員会

通則法第 12 条により、当機構をはじめとする独立行政法人の目標・評価に係る制度・運用の適正化を進め、法人の目標設定や評価等の厳格性を確保するため、総務省に独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」といいます。）が設置されています。

③役員の任命等

当機構の役員は通則法第 20 条により、理事長及び監事は、国土交通大臣が任命します。また副理事長及び理事は理事長が任命し、任命したときは、遅滞なく国土交通大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています。

なお、役員が通則法第 23 条の規定に該当するときは、解任されることとなっています。

④業務方法書

当機構は、通則法第 28 条により、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けています。これを変更するときも同様に主務大臣の認可を受けることとなっています。

当機構は、当該認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならないとされています。

⑤長期借入金及び水資源債券

当機構は、機構法第 32 条第 1 項により、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は水資源債券を発行することができることになっています。

⑥財務大臣との協議

国土交通大臣は、通則法第 67 条の規定により、中期目標を定め又は変更しようとするとき等のほか、機構法第 40 条の規定により、積立金の処分に係る承認をしようとするときや、長期借入金及び水資源債券に係る認可をしようとするとき等は、財務大臣に協議しなければならないとされています。

(2) 「中期目標」「中期計画」「年度計画」について

独立行政法人制度は、「中期目標」や「中期計画」による中期的な目標管理や事後評価を行う点に制度上の特徴があります。

① 中期目標

通則法第 29 条により、主務大臣は、3 年以上 5 年以下の期間（当機構の第 4 期中期目標期間は平成 30 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 4 年間）において当機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」といいます。）を定め、これを当機構に指示するとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様です。

②中期計画

当機構は、通則法第 30 条により、中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」といいます。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならないとされています。これを変更しようとするときも同様です。

また、当機構は、当該認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならないとされています。

③年度計画

当機構は、通則法第 31 条により、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、当該事業年度の業務運営に関する計画（年度計画）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様です。

なお、「中期目標」「中期計画」「年度計画」の全文につきましては、当機構ホームページ <https://www.water.go.jp/honsya/honsya/outline/tyuki/index.html> において公表しています。

(3) 業績評価体制について

当機構の業務の実績評価は、毎事業年度の業務の実績について行われる事業年度ごとの評価、中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度に行われる中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における評価、中期目標期間における業務の実績について行われる中期目標期間ごとの評価の 3 種類があります。

これらの評価については、中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して、主務大臣が行うこととなっています。

①各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等

当機構は、通則法第 32 条により、毎事業年度の終了後に、各事業年度における業務の実績に加え、当該事業年度が中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度のときは中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績を、中期目標の期間の最後の事業年度のときは中期目標の期間における業務の実績について、主務大臣の評価を受けることになっています。

また、当機構は、各事業年度の終了後 3 月以内に、業務の実績及び当該業務について自ら評価した結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければなりません。

なお、主務大臣は、評価を行ったときは、遅滞なく、当機構に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その結果を通知しなければならず、委員会は、通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならないことになっています。

②中期目標の期間の終了時の検討

通則法第 35 条により、主務大臣は、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当機構の中期目標の期間の終了時まで、当機構の業務を継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされています。なお、主務大臣は、検討の結果及び講ずる措置の内容を委員会に通知するとともに、公表しなければならないことになっています。

委員会は、通知された事項について、必要があると認められるときは、主務大臣に意見を述べなければならないことになっています。

また、委員会は、当機構の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができ、勧告したときは、当該勧告の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならないことになっています。なお、委員会は、主務大臣に対し、勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができることになっています。

③令和元事業年度の業務実績評価

令和元事業年度の業務実績評価の結果については、令和 2 年 9 月 15 日付けで、主務大臣から通則法第 32 条に基づく通知を受けています。

なお、全文に関しましては、国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000077.html

において公表されています。